

(様式 1－3)

飯館村定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 28 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	飯館村スポーツ公園基本設計事業	事業番号	◆C-1-1-1
交付団体	飯館村		事業実施主体	飯館村	
総交付対象事業費	39,779 (千円)		全体事業費	39,779 (千円)	

事業概要

○事業の概要

平成 29 年 3 月の避難指示解除及び平成 30 年 4 月からの学校再開に向けて、帰還後の子供たちが安心してスポーツを楽しむ環境を整備し、子供たちの運動機会の確保と体力向上を促進し、子育て世帯の帰還の促進と定住促進を図るため、飯館村センター地区スポーツ公園の再整備に向けた基本設計を行う。

実施箇所

飯館村伊丹沢字山田 380 番地

整備内容

下記の飯館村スポーツ公園の再整備に向けて、公園の基本設計を行う。

○スポーツ公園全体面積 : 81,168 m²

①陸上競技場整備

- ・陸上競技場（面積約 25,000 m²）の全天候型 400m トラック 8 レーン及び人工芝サッカー場の整備
- ・放送・用具室の改修
- ・屋外トイレの整備
- ・照明設備の再整備

②野球場整備

- ・野球場（面積約 18,000 m²）の人工芝グラウンドの整備
- ・バックボードの再整備

③屋内・屋外運動施設整備

- ・山村広場（面積約 7,000 m²）における全天候屋内運動施設（テニスコート 2 面、フットサルコート、トイレ等）及び屋外テニスコート（2 面）の整備

④スポーツ公園管理棟整備

- ・管理事務所（ミーティングルーム、トイレ、シャワー室、更衣室、用具倉庫等を併設）の整備

⑤駐車場整備

- ・スポーツ公園全体に係る駐車場（面積約 15,000 m²・駐車台数約 320 台）の整備

⑥その他

- ・トイレ、園路、植栽の整備 等

○定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性（実施要綱第 4 の 4 の一）

いいたて までいな復興計画（第 5 版）では、子どもたちの学びの環境の一層の充実を図ること、子どもたちの健康管理と体力向上を図ること、子どもの健康を重視し、学校や学校外の保健・医療機関などが協力すること、学校におけるクラブ・部活動や社会教育としてのスポーツ活動等に指導者を配置すること、運動の場を確保し、健康の増進につなげることなどを位置づけており、本事業との整合がとれている。

■いいたて までの復興計画（第5版）（平成27年6月17日策定）

第1部 本編

3. 当面の取り組み施策・事業

(1) 教育

○村の当面の主な実施施策（部会提案を受けて）

1. 子どもの学びの環境の一層の充実を図ります

・子どもたちの健康管理と体力向上を図ります

3. 避難指示解除時の帰村状況を踏まえ、学校のあり方について今後検討します

・子どもが安心して体を動かせる場所として、屋内運動施設の整備等について検討します

第2部 村民部会の検討内容と施策提案

1. 重点4分野での取り組み推進

(1) 教育部会

○求められる対応策

・教育環境・教育内容等

・大きな遊び場を整備・確保する

・地域人材を活用しながらスポーツ教室を開催する

○施策提案

・子どもの健康管理と体力の向上

学校におけるクラブ・部活動や社会教育としてのスポーツ活動に指導者を配置するとともに、外部施設（体育館や運動場等）を借用するなどして運動の場を確保し、健康の増進につなげる

・高齢者、子ども、保護者、村民が交流できる定期的なイベントの実施

村民によるスポーツ・文化クラブ・サークル活動を支援する

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

【共通】

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第4の1）

本村の震災前（平成23年2月末日）の住民基本台帳登録人口（以下「住基人口」という。）は、6,509人（外国人を除く。）であったが、原子力事故により、現在に至るまで全村避難がなされており、本年3月末日の住基人口は6,166人まで減少している。減少した人口のうち、40歳代までが全体の65%超を占め、流出の比率が高くなっている。

また、現時点において、村内全域が避難指示区域に指定されている。平成29年3月末日の指定解除を目指しているが、住民意向調査（平成28年3月）で「戻りたいと考えている」と回答した割合は32.8%であり、とくに40歳代までの世帯は18.9%にとどまっており、避難指示解除後の地域のコミュニティーの形成及び労働力不足に伴う村内経済活動の減退に大きな懸念が生じている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

本村では、平成30年4月の学校再開を目指しているが、幼稚園及び小学校の保護者を交えた「飯館村学校等再開検討委員会」において、村内で学校を再開するにあたり、学校を再開する予定である飯館中学校及びその周辺施設も含め徹底した除染と復旧・改修を進められている。

飯館中学校に隣接しているスポーツ公園は、震災以前は中学校の体育授業や部活動、各競技大会の練習場として、ほぼ毎日利用されていた。また、社会体育施設として、スポーツ少年団、各種スポーツクラブ、福島市町村対抗駅伝大会出場チームの合宿所・練習場などに利用されていた。このため、平成29年3月の

避難指示解除及び平成 30 年 4 月からの学校再開に向けて、これらの活動を行うための運動施設が必要とされている。

こうした状況下で、子育て世帯の早期帰還を進めるためには、全村避難から 5 年間が経過し、適正な維持管理ができず荒れ果てたスポーツ公園について、子どもたちが安心して利用することができるようになるとともに、避難後、運動機会を十分に得られず肥満傾向となっている子どもたちの運動機会を確保するために、再整備に向けた基本設計を行う必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第 4 の 4 の二①）

〈子どもの肥満傾向について〉

小学 1 年生から中学 3 年生を対象とした健康診断の結果、「肥満」と診断された児童の割合は、13.6%（平成 24 年度）から 23.2%（平成 27 年度）となっており、長期に渡る避難生活により肥満児童が増加している。

〈子どもの運動能力の低下について〉

小学校 6 年生を対象とした新体力テストの総合点は、男子は 63.3 点（平成 21 年度）から 61.6 点（平成 26 年度）、女子は 63.5 点（平成 21 年度）から 61.3 点（平成 26 年度）となっており、震災前と比較して男女ともに運動能力が低下している。避難による運動機会の減少が子どもたちの体力低下などに顕著な影響を与えており、避難指示解除や学校再開に向けて帰村する子どもの成育環境を整備する必要がある。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 4 の 4 の二①）

平成 28 年 9 月までにスポーツ公園の除染作業は終了する予定となっている。しかしながら、震災後の長期避難によって、施設の日常的な維持管理・修繕は一切行うことができず、運動施設としてはまったく使用できない状況である。このため、帰村する子どもが安全で安心して運動することができる、村内唯一のスポーツ拠点であるスポーツ公園を再整備に向けた基本設計を行うことが必要である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第 4 の 4 の二①）

村内唯一のスポーツ拠点であるスポーツ公園は、全村避難から 5 年間が経過し、適正な維持管理ができず、荒れ果て、使用ができない状況にある。このため、施設の再整備を行うことにより、帰還する子どもたちに十分な運動機会を確保する必要がある。再整備にあたっては、保護者や子ども達の放射性物質に対する不安のより一層の解消や雨天時や冬期における子どもの運動機会の確保を図るために、陸上競技場等の人工芝化や一部施設の屋内施設化が必要である。

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第 4 の 4 の二①）

本事業は、平成 30 年 4 月から再開予定である、飯館中学校、小学校（飯樋、臼石、草野）、幼稚園（飯樋、草野）に隣接したスポーツ公園を再整備することにより、子どもの運動機会の確保を図ることを目的としており、事業目的に照らして適切である。また、震災がなかった場合、飯館村の学校に通っている人数（平成 28 年 4 月 2 日現在）は、中学校 199 名、小学校 300 名、幼稚園 144 名、合計 643 名であり、住民意向調査（平成 28 年 3 月）で、「戻りたいと考えている」、「まだ判断がつかない」、「無回答」の割合 44.4% があるので、約 286 名の潜在的な子どもの利用が予想される。

なお、スポーツ公園の各施設の利用については、次のように想定している。

1 陸上競技場（サッカー場）

（1） 小中学校の体育授業（毎日）

（2） 中学校の部活動（陸上部、サッカー部等・毎日）

- (3) スポーツ少年団（サッカー・週3日）
- (4) スポーツ少年団相馬地方サッカーリーグ戦（年数回）
- (5) 村体育大会（年1回）

2 野球場

- (1) 小中学校の体育授業（年20日程度）
- (2) 中学校の部活動（野球部・毎日）
- (3) スポーツ少年団（野球、ソフトボール）の利用（毎週末）
- (4) 中学生と社会人との合同練習試合（年数回）

3 屋内・屋外運動施設

- (1) 中学校の部活動（テニス部・毎日）
- (2) スポーツ少年団（サッカー・年20日）
- (3) 子供（親子）の遊び場として開放利用（毎日）

陸上競技場及びテニスコート（屋内・屋外運動施設）は、被災前は中学生が部活動や体育の授業、運動会で、ほぼ毎日利用しており、再整備後も同様の利用が想定される。再整備後は中学校運動場が、幼稚園、小学校との共用となるため、野球部の部活動を行うことができなくなるため、野球場もほぼ毎日中学生的部活動で利用することが想定される。そのほか、小学校及び中学校の運動会などの学校行事でも利用してきたものであるので、子どもの運動機会を確保するためには必要な施設であるとともに、帰村をためらっている世帯の帰村を促進するためにも必要不可欠な整備である。

スポーツ公園の再整備に当たっては、ほぼ毎日中学生の部活動で利用することが想定されることから、照明設備は不可欠である。

施設の管理については、村教育委員会事務局生涯学習課が主体となって行うほか、小中学校の教諭が日常的な管理を行う体制を整える。また、管理コスト（維持管理費、修繕費等）については、人工芝化による整備等のメンテナンスの容易さやランニングコストの縮減を考慮した整備を図ることにより、将来的な村財政の大きな負担にならないようにしている。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

飯館村スポーツ公園は、飯館村のセンター地区にあり、飯館村の中心に位置するためどの地域からも来園しやすい状況にある。また、駐車場も完備されていて車での来園が容易であることから、休日や夏休みなど長期休業期間には親子での利用などが見込まれる。

なお、スポーツ公園の再整備情報等については、村ホームページや広報誌等に掲載するほか、希望世帯に配布しているタブレット端末へ情報を発信することで、広く周知・広報する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

幼稚園・小学校・中学校の村内再開後は、スポーツ少年団活動を再開させ小学生の運動の場を確保するほか、中学校の部活動も野球部・サッカー部・陸上部が共用しており十分な活動ができないため、スポーツ公園の各施設を利用して充実した活動に戻していく計画である。特に福島市町村対抗駅伝大会に参加する駅伝チームは、被災後、中学生を中心としたチームを編成してきたことから、陸上競技場を十二分に活用し、選手の強化のみならず、中学校の体育での取り組みと連携させた中学生全体のレベルアップを含めた体力強化の取り組みを図っていく。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	C-1-1
事業名	飯館村スポーツ公園整備事業
交付団体	飯館村

基幹事業との関連性

基幹事業で実施する飯館村スポーツ公園の再整備に向けて、公園の基本設計を行うものである。